（証券コード１９２６）
平成29年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区九段北四丁目２番35号
ライト工業株式会社
代表取締役社長　鈴　木　和　夫

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。
［インターネット等による議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分までに議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、42頁から43頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　所　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）３階 富士（西）の間
３．目的事項
報告事項　1.第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　郵送により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

　また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.raito.co.jp）に掲載させていただきます。

　当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.raito.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

（添付書類）

事　業　報　告

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

⑴企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の影響により停滞した状況が続きましたが、年度後半には海外経済が緩やかに回復したことから、輸出や生産活動に持ち直しの動きが見られました。また、政府や日銀による継続的な経済対策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しましたが、海外政治情勢の動向の先行きに不透明感が高まるなど、経済の下振れリスクに対する懸念が強まる状況となりました。

建設業界におきましては、景気回復を背景に企業の設備投資や民間住宅投資が底堅く推移し、民間建設投資は堅調に推移しました。また、政府建設投資につきましても、補正予算の効果もあり高水準で推移するなど、建設投資は民間・公共ともに堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は、受注高は前年度より減少したものの、前年度からの繰越工事が大幅に増加したことにより手持工事高が増加するなか、施工も順調に進捗し、前期比9.8％増の1,023億１千７百万円となりました。

利益面では、売上高が増加したことにより、売上総利益は前期比10.1％増の190億４千４百万円となりました。

また、営業利益、経常利益につきましては、売上総利益が増加したことにより、各々前期比13.5％増の97億９千９百万円、前期比14.5％増の99億２千２百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比14.9％増の68億１百万円となりました。

なお、企業集団及び当社の当期における受注高・売上高（完成工事高）・手持工事高は、下記の通りであります。

企業集団（下段は当社）の受注高・売上高・手持工事高

（単位：百万円）

工事種目	受注高	売上高	手持工事高
法面保護工事	18,419 (16,892)	17,442 (15,711)	8,653 (8,114)
地すべり対策工事	11,760 (11,716)	12,111 (11,946)	5,625 (5,625)
基礎・地盤改良工事	34,179 (32,150)	32,006 (30,483)	14,982 (13,921)
補修・補強工事	3,021 (2,966)	3,285 (3,189)	1,159 (1,159)
環境修復工事	5,477 (5,477)	8,055 (8,055)	2,896 (2,896)
一般土木工事	6,076 (△2)	6,701 (1,304)	10,539 (193)
建築工事	16,495 (12,524)	19,693 (11,234)	16,212 (11,337)
その他工事	2,168 (1,874)	2,239 (2,019)	249 (159)
建設部門　計	97,598 (83,599)	101,535 (83,944)	60,318 (43,405)
商品・資材販売部門	－ (－)	781 (－)	－ (－)
合計	97,598 (83,599)	102,317 (83,944)	60,318 (43,405)

（注）建設部門以外では受注生産は行っておりません。

建設部門における受注高の工事種目状況は以下の通りであります。

イ．斜面・法面対策工事（法面保護工事、地すべり対策工事）
民間発注工事の受注は増加したものの、官公庁発注工事の受注の減少及び連結子会社において反動減による受注の減少があったことにより、前期比2.8％減の301億７千９百万円となりました。

ロ．基礎・地盤改良工事
首都圏における環状道路整備を中心に道路関連の地盤改良工事の受注が増加したことに加え、港湾関連の液状化対策工事が増加したこと等により、前期比12.8％増の341億７千９百万円となりました。

ハ．補修・補強工事
国土交通省発注の橋梁補修補強工事の受注が減少したことにより、前期比16.9％減の30億２千１百万円となりました。

ニ．環境修復工事
民間発注の土壌汚染対策工事の受注は増加したものの、環境省発注の除染工事の受注が減少したことにより、前期比37.6％減の54億７千７百万円となりました。

ホ．建築工事
首都圏におけるマンション工事の受注は堅調であったものの、連結子会社において前年度に受注した大型建築工事の反動による減少があったことにより、前期比24.9％減の164億９千５百万円となりました。

ヘ．一般土木・その他工事
官公庁発注の管渠工事の受注が減少したこと等により、前期比12.0％減の82億４千４百万円となりました。

⑵設備投資の状況
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,905百万円であり、その主なものは、R&Dセンターの土地の取得及び工事用機械の購入であります。

⑶資金調達の状況
当連結会計年度におきましては、社債、新株発行等による資金調達は行っておりません。また、運転資金の効率的な調達を行うため、銀行５行と総額96億９千６百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

⑷財産及び損益の状況の推移（下段は当社）

（単位：百万円）

区　分	第67期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第68期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	第69期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	第70期（当期） 平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで
受注高	91,217 (72,699)	97,390 (79,303)	105,072 (86,571)	97,598 (83,599)
売上高	92,698 (75,872)	85,648 (74,229)	93,166 (77,305)	102,317 (83,944)
経常利益	6,748 (5,411)	7,364 (6,780)	8,666 (7,939)	9,922 (8,979)
親会社株主に帰属する当期純利益	3,973 (3,156)	4,602 (4,290)	5,918 (5,437)	6,801 (6,220)
１株当たり当期純利益	75円45銭 (59円94銭)	87円40銭 (81円48銭)	112円39銭 (103円26銭)	129円16銭 (118円13銭)
総資産	71,500 (60,189)	75,691 (66,017)	80,166 (68,952)	89,090 (77,276)
純資産	35,803 (32,892)	41,631 (37,764)	46,349 (41,845)	53,194 (47,441)
１株当たり純資産	679円89銭 (624円60銭)	790円56銭 (717円13銭)	880円17銭 (794円64銭)	1,010円18銭 (900円92銭)

（注）１株当たり当期純利益の算定については、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

⑸企業集団の対処すべき課題

平成29年度の建設業界は、東日本大震災復興特別会計に係る政府建設投資は減少が見込まれるものの、一般会計に係る政府建設投資は当初予算で前年度並みと見込まれることや、平成28年度の補正予算を背景に引き続き堅調に推移するものと予想されます。

こうした状況のなか、当社グループ全体で事業量を確保するとともに、収益力の向上を図るため、以下の課題を実施してまいります。

① 安全衛生管理と品質管理の徹底
「人命尊重・安全第一」の基本理念のもと、労働安全衛生に関する法令や通達の遵守及び安全衛生教育の充実を図るとともに、徹底した品質管理強化を行うことで、安全で安心な、より信頼される企業を目指すことに努めてまいります。

② 専業土木分野における営業力と施工力の強化
顧客ニーズを見極め、経営資源を有効かつ効率的に活用するための集中・移行を行うとともに、グループ会社を含めた拠点ごとの組織営業を強化し、顧客信頼度と施工効率の向上を図り、総合的な事業量の確保に努めてまいります。

③ 建築事業分野での安定的収益力の維持
安全・品質の確保を推進するため社員教育を充実させ組織力の強化を図り、顧客満足度の向上を目指すとともに、既存顧客の深耕と成長市場を中心とした新規分野への積極的参入により営業範囲を拡大し、安定的収益力の維持に努めてまいります。

④ 海外事業分野での収益力の向上
各拠点において市場調査の強化によりリスク評価を充実させ、収益性を重視した事業戦略を構築し、地元企業との提携など新たなスキームを積極的に活用し、営業エリア・工種の拡大と経営資源配分の最適化を図り、収益性の向上に努めてまいります。

⑤ 技術開発力の強化
建設業界の変化と次世代市場へ対応するとともに、新たな市場創出を目指しＩＣＴの活用を含めた新技術開発の取り組み強化及び施工能率の向上を目的とした機械開発など革新的なアプローチによる研究開発を推進してまいります。

⑥ 経営・財務基盤の強化
適正な固定費の配分とＩＣＴを利用した経営の効率化を推進し、安定した利益を確保できるよう収益力を強化するとともに、次世代に繋がる部門への積極的な投資を行い、また基幹人材の確保及び育成に取り組み、経営・財務基盤の一層の強化に努めてまいります。

⑹重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ＲＡＩＴＯ，ＩＮＣ．	百万米ドル 31	% 100	地盤改良工事を主体とした土木工事業
㈱小野良組	百万円 100	% 100	総合建設業
㈱アウラ・シーイー	百万円 100	% 100	建設資材販売、車両・建設機械・事務用機器のリース業、建設工事の設計・施工・管理・請負
㈱みちのくリアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
㈱東北リアライズ	百万円 175	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
㈱東海リアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
㈱九州リアライズ	百万円 75	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
㈱やさしい手らいと	百万円 70	% 100	介護サービス業

② 技術提携の状況

技術提携の主な相手先は、フランス共和国のソレタンシュバッシー社であり、地盤改良工事、沈埋工法による管きょ敷設工事及び環境保全工事に関する技術提携契約を締結しております。

⑺主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社９社、非連結子会社８社で構成され、建設事業及びその他（車両・建設機械・事務用機器のリース、建設資材の販売、損害・生命保険代理店、福利厚生施設の管理、介護サービス等）の事業活動を展開しております。

⑻主要な営業所等（平成29年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
北海道統括支店	北海道札幌市
東北統括支店	宮城県仙台市
関東支社	東京都墨田区
関越統括支店	新潟県新潟市
中部統括支店	愛知県名古屋市
西日本支社	大阪府吹田市
中国統括支店	広島県広島市
九州統括支店	福岡県福岡市
福島事業所	福島県伊達郡川俣町

② 連結子会社

名称	所在地
RAITO, INC.	米国カリフォルニア州
Raito Engineering & Construction Ltd.	香港上環
㈱小野良組	宮城県気仙沼市
㈱アウラ・シーイー	神奈川県横浜市
㈱みちのくリアライズ	岩手県盛岡市
㈱東北リアライズ	宮城県仙台市
㈱東海リアライズ	愛知県瀬戸市
㈱九州リアライズ	福岡県福岡市
㈱やさしい手らいと	神奈川県横浜市

⑼従業員の状況（平成29年３月31日現在）

企業集団の従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
計	1,063名	4名(減)

（ご参考）当社の従業員の状況

性別	従　業　員　数			前期末比増　減	平均年齢	平　均勤続年数
	技術	事務	計			
	名	名	名	名	歳	年
男子	698	122	820	4(増)	44.1	16.7
女子	8	42	50	3(増)	40.6	16.7
計又は平　均	706	164	870	7(増)	43.9	16.7

（注）　従業員数は、他社への出向者を含んでおりません。

⑽主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借　　入　　先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	50
株式会社北陸銀行	174
三井住友信託銀行株式会社	100
株式会社七十七銀行	200
株式会社東北銀行	100
気仙沼信用金庫	500
日本生命保険相互会社	100
合　　計	1,224

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴発行可能株式総数　198,000,000株

⑵発行済株式の総数　52,658,602株

（自己株式　5,145,848株を除く）

⑶株主数　8,689名

⑷大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,642	14.51
太陽生命保険株式会社	2,734	5.19
株式会社三井住友銀行	2,629	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,249	4.27
日本生命保険相互会社	2,039	3.87
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,809	3.43
株式会社北陸銀行	1,601	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	792	1.50
GOVERNMENT OF NORWAY	775	1.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	732	1.39

（注）1. 当社は自己株式5,145千株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当する事項はありません。

⑵当事業年度中当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当する事項はありません。

⑶その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　和夫	
専務取締役	船山　重明	経営管理本部長
専務取締役	藤澤　伸行	施工技術本部長
常務取締役	宝輪　洋一	技術営業本部長
常務取締役	西　誠	経営企画本部長
常務取締役	阿久津　和浩	関東支社長
取締役	村井　祐介	西日本支社長
取締役	柴田　忠	税理士
取締役	白井　真	弁護士
監査役（常勤）	木下　博之	
監査役	御林　彰	ニッセイ信用保証株式会社代表取締役社長 株式会社アルバック社外取締役
監査役	宮城　信二	

（注）1. 平成28年６月29日開催の定時株主総会終結の時をもって荒木進氏は取締役を辞任いたしました。
2. 取締役柴田忠、白井真の両氏は社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役木下博之氏は、長年にわたる経理部門での経験を有し、平成20年から平成25年までの間、当社財務経理部長の職に就くなど、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 監査役御林彰、宮城信二の両氏は社外監査役であります。

⑵取締役及び監査役の報酬の状況

① 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員（名）	報酬等の額（千円）
取締役	10	182,190
監査役	3	28,830
合計	13	211,020

（注）1. 上記のうち社外役員に対する報酬等の総額は４名17,250千円であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）として23,880千円支給しております。
3. 社外役員は、取締役２名、監査役２名であります。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額については、独立社外取締役を委員長とした報酬委員会を設置し、各役員の職務の内容及び当社の状況等を勘案するとともに、一般に公開されている報酬等の水準を参考に総合的に判断し、決定しております。

⑶社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役・使用人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役御林彰氏はニッセイ信用保証株式会社の代表取締役社長を兼務しております。また、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役御林彰氏は株式会社アルバックの社外取締役を兼務しております。また、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

③ 事業年度中の取締役会等での活動状況

	取締役会（全13回）	監査役会（全14回）
	出席回数(出席率)	出席回数(出席率)
社外取締役　柴田　忠	13回（100.0%）	－
社外取締役　白井　真	10回（100.0%）	－
社外監査役　御林　彰	12回（ 92.3%）	14回（100.0%）
社外監査役　宮城　信二	13回（100.0%）	14回（100.0%）

（注）社外取締役白井真氏につきましては、平成28年６月29日就任後の状況を記載しております。

各社外役員は取締役会に出席し、利害関係のない公正な立場から経営全般について意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当・公平性を確保するための提言等を積極的に行っております。

また各社外監査役は監査役会に出席し、これまでに他業界で培われた幅広い知識・経験に加え当社での現地往査等を通して得られた情報をもとに監査役会の意思決定の妥当・公平性を確保するための発言を積極的に行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間に当社定款及び会社法第427条の規定による同法第423条の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金４百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

⑤　当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額
該当する事項はありません。

5．会計監査人の状況

会計監査人の名称	当事業年度に係る監査報酬等の額	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	46百万円	46百万円

（注）1.　上記会計監査人の当事業年度に係る報酬額等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2.　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

非監査業務の内容
該当事項はありません。

6．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本に、業績と経営環境を勘案して決定する方針としております。また、将来に向けた新技術の開発、新規事業の展開などに内部留保金を活用し、収益力の向上、経営基盤の強化に努めてまいります。

当期の配当につきましては、今期の業績及び財政状態等を総合的に勘案し、期初予想の１株当たり20円から５円増配し、１株当たり25円の予定をしております。

次期の配当につきましては、基本方針を踏まえつつ、１株当たり25円の配当を予定しております。

7．会社の体制及び方針

○業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正性を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は、以下の通りです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴ 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり､遵守すべき基本的事項として､「コンプライアンス基本方針」及び「ライト工業グループ行動規範」を定め、取締役自ら率先垂範し全職員への周知徹底を図る。

⑵ 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」により、遵守状況の監視を行うとともに、関連規程の見直し、定期的な研修を行う。

⑶ 内部通報を担当する部署を定め、法令、諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、内部通報制度の構築・充実を図る。

⑷ 業務プロセスにおいて是正すべき事項が生じたときは、改善すべき事項の検討及び改善案の実施により、内部統制システムの有効性を確保する。

⑸ 市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則並びに文書規程に基づき、法令で作成・保管が義務付けられている文書、経営の重要な意思決定に関する情報等を常時閲覧が可能な状態で保管・管理するとともに、情報の種類別に相当期間保存する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 「危機管理規程」に則り、経営に重大な影響を与えるリスクの予防措置を行う。また、発生した場合は、社長、担当取締役もしくは担当執行役員を本部長とする対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。

⑵ 「危機管理委員会」は、危機管理マニュアルに定めるリスクの分類・把握を行うとともに定期的に規程の改訂、研修・訓練等を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴ 取締役会の決定に基づく「社則」に則り、各部署の職務分掌を明確にし、職務権限、稟議規程等により、役割、責任、執行手順の詳細を定める。

⑵ 取締役会を原則として月１回開催するとともに､本部長会議を毎週開催し､経営のスピード化を図る。

⑶　社外役員と社長等経営幹部の懇談会を取締役会開催日に行い、コミュニケーションの向上と監視・監督機能の強化を図る。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴　当社グループは「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」の規定により、グループにおける業務の適正を確保する。
⑵　各子会社は当社の担当部署が統括し、当該部署の担当取締役もしくは担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会に報告する。
⑶　各子会社の責任者は、会社ごとに定められた決裁・報告の定めを遵守し、業務執行を行う。
⑷　当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
⑴　監査役の職務を補助する使用人として、「監査役会事務局」を置く。
⑵　当該使用人による監査役の職務の補助に関しては、取締役の指揮命令は及ばないこととし、人事異動、人事考課等については監査役と協議の上決定する。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴　当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
⑵　監査役は、取締役会及び重要会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務執行状況を把握し、監査役が必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
⑶　監査役は、必要に応じて、各子会社の重要な会議に出席するほか、各子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、各子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、各子会社の業務執行の状況を把握する。
⑷　当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴　代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、重要な課題や経営情報などを共有する機会を持ち意見交換を行う。

⑵　監査役は会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換を行う。
⑶　監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとする。

8．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　社内研修や会議体を通じて「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」を全役職員に配布し、教育を実施しました。
⑵　内部通報制度の体制強化のため、経営陣から独立した通報窓口として監査役に窓口を設置しております。
⑶　当社及び子会社の全役職員に対し、e-ラーニングによるコンプライアンス教育を実施し、全役職員からコンプライアンス遵守に関する誓約書を取得しました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に管理しております。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理マニュアル」に定めるリスクの分類・把握を行うとともに、それぞれのリスクについて検証し、マニュアルの改訂を行いました。

また、外部講師を招き、労務管理に関する講習会、個人情報保護法についての講習会及びハラスメントについての講習会をそれぞれ開催し、リスクの予防措置を行いました。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　社外役員と社長等経営幹部との懇談会や本部長会議など定められた会議は適正に実施するとともに適宜、社外役員との意見交換を実施しコミュニケーションの向上に努めました。
⑵　社外役員に対し、個別に取締役会付議事項の事前説明を必要に応じ実施しました。
⑶　グループ会社監査役ミーティングを開催し、グループ内の情報共有を図りました。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

子会社を統括する担当取締役及び担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会で報告しました。

また、当社及び子会社の役職員のレベルアップ及び社内情報の周知徹底を目的とした、e-ラーニングシステムをリリースし、第一弾として安全教育を行いました。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、業務執行から独立した「監査役会事務局」を設置し、監査役の職務を補助しております。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び重要な会議体への出席や稟議書等重要な文書の閲覧などを通じて、業務執行状況を把握し、適宜報告を求めております。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員から報告を受け、また出席した各会議体から得た情報を社外取締役及び社外監査役と共有するとともに、必要に応じ意見を表明しています。また、常勤監査役は意見交換会を代表取締役及び社外取締役、社外監査役と毎月実施するとともに、会計監査人及び内部監査部門と四半期ごとに意見交換を実施し、緊密な関係を保っております。

9．決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

（注）1．本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切捨てて表示しております。
2．記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

平成29年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**65,426**	**流動負債**	**34,734**
現金預金	20,739	支払手形・工事未払金等	20,077
受取手形・完成工事未収入金等	33,536	短期借入金	1,100
有価証券	3,099	一年以内返済予定長期借入金	15
未成工事支出金	5,955	未払法人税等	2,217
その他たな卸資産	303	未払費用	2,005
繰延税金資産	752	未成工事受入金	5,453
その他	1,105	工事損失引当金	41
貸倒引当金	△65	完成工事補償引当金	99
固定資産	**23,663**	その他	3,724
有形固定資産	**15,628**	**固定負債**	**1,161**
建物・構築物	3,720	長期借入金	108
機械装置、運搬具及び工具器具備品	2,417	再評価に係る繰延税金負債	852
土地	9,017	長期未払金	47
リース資産	144	繰延税金負債	2
建設仮勘定	328	リース債務	89
無形固定資産	**158**	その他	60
ソフトウェア	147		
その他	10		
投資その他の資産	**7,876**	**負債合計**	**35,895**
投資有価証券	3,194	純資産の部	
破産更生債権等	13	**株主資本**	**53,262**
投資不動産	1,470	**資本金**	**6,119**
繰延税金資産	469	**資本剰余金**	**6,358**
退職給付に係る資産	141	**利益剰余金**	**42,486**
その他	2,978	**自己株式**	**△1,701**
貸倒引当金	△391	**その他の包括利益累計額**	**△68**
		その他有価証券評価差額金	**651**
		土地再評価差額金	**△962**
		為替換算調整勘定	**606**
		退職給付に係る調整累計額	**△363**
		純資産合計	**53,194**
資産合計	**89,090**	**負債及び純資産合計**	**89,090**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高		101,535
兼業事業売上高		781
売上高合計		102,317
売上原価		
完成工事原価		82,606
兼業事業売上原価		666
売上原価合計		83,273
売上総利益		
完成工事総利益		18,929
兼業事業総利益		114
売上総利益合計		19,044
販売費及び一般管理費		9,244
営業利益		**9,799**
営業外収益		
受取利息配当金	121	
受取ロイヤリティー	21	
固定資産賃貸料	153	
受取保険金	6	
その他営業外収益	79	382
営業外費用		
支払利息	25	
手形売却損	1	
支払手数料	88	
支払保証料	35	
賃貸収入原価	44	
為替差損	8	
その他営業外費用	55	259
経常利益		**9,922**

科目	金額	
特別利益		
固定資産売却益	51	
投資有価証券売却益	1	53
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	89	
投資有価証券売却損	16	
退職加算金	46	
減損損失	64	
ゴルフ会員権評価損	7	223
税金等調整前当期純利益		**9,752**
法人税・住民税及び事業税	3,236	
法人税等調整額	△285	2,951
当期純利益		**6,801**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,801**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	6,119	6,358	36,715	△1,700	47,492
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,053		△1,053
親会社株主に帰属する当期純利益			6,801		6,801
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,770	△0	5,770
平成29年３月31日残高	6,119	6,358	42,486	△1,701	53,262

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年４月１日残高	222	△940	616	△1,041	△1,142	46,349
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,053
親会社株主に帰属する当期純利益						6,801
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	429	△22	△10	678	1,074	1,074
連結会計年度中の変動額合計	429	△22	△10	678	1,074	6,844
平成29年３月31日残高	651	△962	606	△363	△68	53,194

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

平成29年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**52,645**	**流動負債**	**28,883**
現金預金	13,170	支払手形	6,679
受取手形	9,959	工事未払金	11,051
完成工事未収入金	19,442	未払法人税等	2,045
有価証券	3,099	未成工事受入金	4,074
未成工事支出金	5,444	未払費用	1,740
その他たな卸資産	125	完成工事補償引当金	86
繰延税金資産	750	工事損失引当金	41
その他	714	リース債務	102
貸倒引当金	△63	その他	3,061
固定資産	**24,631**	**固定負債**	**951**
有形固定資産	**14,213**	再評価に係る繰延税金負債	852
建物・構築物	3,135	リース債務	84
機械装置・運搬具	1,900	その他	14
工具器具・備品	316	**負債合計**	**29,835**
土地	8,566	純資産の部	
リース資産	137	**株主資本**	**47,752**
建設仮勘定	156	**資本金**	**6,119**
無形固定資産	**145**	**資本剰余金**	**6,358**
ソフトウェア	145	資本準備金	6,358
投資その他の資産	**10,272**	**利益剰余金**	**36,976**
投資有価証券	2,755	利益準備金	1,221
関係会社株式	2,586	その他利益剰余金	35,755
関係会社貸付金	205	圧縮記帳積立金	33
破産更生債権等	13	別途積立金	15,258
投資不動産	1,470	繰越利益剰余金	20,463
前払年金費用	740	**自己株式**	**△1,701**
繰延税金資産	307	**評価・換算差額等**	**△311**
その他	2,582	**その他有価証券評価差額金**	**651**
貸倒引当金	△389	**土地再評価差額金**	**△962**
資産合計	**77,276**	**純資産合計**	**47,441**
		負債及び純資産合計	**77,276**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高		83,944
売上原価		
完成工事原価		66,981
売上総利益		
完成工事総利益		16,963
販売費及び一般管理費		8,128
営業利益		**8,834**
営業外収益		
受取利息配当金	108	
受取ロイヤリティー	21	
固定資産賃貸料	150	
受取保険金	6	
その他営業外収益	69	356
営業外費用		
支払利息	9	
支払手数料	88	
支払保証料	34	
為替差損	1	
賃貸収入原価	44	
その他営業外費用	34	212
経常利益		**8,979**
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	1	16
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	84	
投資有価証券売却損	16	
減損損失	64	
退職加算金	46	
ゴルフ会員権評価損	7	219
税引前当期純利益		**8,776**
法人税・住民税及び事業税	2,844	
法人税等調整額	△288	2,556
当期純利益		**6,220**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金
平成28年４月１日残高	6,119	6,358	1,221
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			
圧縮記帳積立金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成29年３月31日残高	6,119	6,358	1,221

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	35	15,258	15,271	31,786	△1,700	42,563
事業年度中の変動額						
圧縮記帳積立金の取崩	△1		1	－		－
圧縮記帳積立金の積立				－		－
剰余金の配当			△1,053	△1,053		△1,053
当期純利益			6,220	6,220		6,220
自己株式の取得					△0	△0
土地再評価差額金の取崩			22	22		22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△1	－	5,191	5,189	△0	5,189
平成29年３月31日残高	33	15,258	20,463	36,976	△1,701	47,752

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	222	△940	△718	41,845
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
圧縮記帳積立金の積立				－
剰余金の配当				△1,053
当期純利益				6,220
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	429	△22	406	406
事業年度中の変動額合計	429	△22	406	5,595
平成29年３月31日残高	651	△962	△311	47,441

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

ライト工業株式会社
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　愛　雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ライト工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月22日

ライト工業株式会社
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　愛　雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ライト工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１） 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２） 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明をもとめました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

ライト工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）　木　下　博　之　㊞

監査役　御　林　　彰　㊞

監査役　宮　城　信　二　㊞

（注）　監査役御林彰及び監査役宮城信二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、安定的な配当の維持を基本に業績と経営環境を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,316,465,050円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日（金）といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役船山重明、藤澤伸行、西誠、阿久津和浩、柴田忠の５氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 船山　重明（ふなやま　しげあき） （昭和32年11月18日生） 再任 ・在任年数　８年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・所有する当社株式数 13,800株	昭和56年４月　株式会社太陽神戸銀行入行 平成19年４月　株式会社三井住友銀行渋谷法人営業第一部長 平成21年４月　同行監査部上席考査役 平成21年５月　当社顧問 平成21年６月　当社取締役財務経理担当 平成23年４月　当社取締役経営管理本部長 平成24年６月　当社常務取締役経営管理本部長 平成28年６月　当社専務取締役経営管理本部長（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	取締役候補者とした理由	船山重明氏は、経営管理における高い知識と豊富な経験をもとに入社後直ちに将来を見据えた強靭な財務体質の構築に着手し、管理体制の強化、固定費の圧縮など企業価値向上に多大な貢献をしてまいりました。また、コンプライアンス推進統括者として社員教育に尽力し、ICTを導入し業務の効率化や改善に取り組んでまいりました。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきた実績は、今後の企業価値向上に資するものであり、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	 藤澤（ふじさわ）　伸行（のぶゆき） （昭和28年11月７日生） 再任 ・在任年数　６年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・所有する当社株式数 7,800株	昭和51年４月　当社入社 平成14年４月　当社技術本部地下技術部グラウト部長 平成20年４月　当社技術本部副本部長 平成22年４月　当社執行役員生産事業本部副本部長 平成23年４月　当社執行役員開発技術本部長 平成23年６月　当社取締役開発技術本部長 平成25年４月　当社取締役施工技術本部長 平成26年６月　当社常務取締役施工技術本部長 平成28年６月　当社専務取締役施工技術本部長（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	取締役候補者とした理由	藤澤伸行氏は入社以来、施工技術部門に従事し本社地下技術部グラウト部長や施工技術本部長を歴任し、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。平成25年施工技術本部長就任後、効率化の推進と採算性の向上に努め売上・利益とも大きく伸ばしてまいりました。また、適確に顧客ニーズを把握し将来に向けた機械開発・工法開発にも成果を上げています。築き上げた信頼と実績は、今後の企業価値向上に資するものであり、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	 西（にし）　誠（まこと） （昭和35年10月４日生） 再任 ・在任年数　６年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・所有する当社株式数 8,300株	昭和62年４月　当社入社 平成17年10月　当社営業本部営業企画部長 平成20年４月　当社営業本部副本部長 平成21年４月　当社執行役員人事総務担当 平成23年４月　当社執行役員経営企画本部長 平成23年６月　当社取締役経営企画本部長 平成28年６月　当社常務取締役経営企画本部長（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	取締役候補者とした理由	西誠氏は入社以来、工務部、営業企画部など様々な部門に従事し、平成20年4月に営業本部副本部長、翌年人事総務担当等の要職を歴任後、経営企画本部長に就任しております。様々な部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験をもとに、当社の中期経営計画策定を主導するなどの実務実績を有しております。当社グループ経営全般において、卓越した手腕を発揮し経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきた実績は、今後の企業価値向上に資するものであり、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	 阿久津（あくつ）　和浩（かずひろ） （昭和35年12月18日生） 再任 ・在任年数　２年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・所有する当社株式数 3,800株	昭和58年４月　当社入社 平成16年４月　当社盛岡支店秋田工事部長 平成20年４月　当社東北支店施工企画部長 平成21年４月　当社東日本支社副支社長施工技術担当 平成22年４月　当社東日本支社長 平成22年７月　当社執行役員東日本支社長 平成23年４月　当社執行役員東北統括支店長 平成25年４月　当社常務執行役員関東支社長 平成27年６月　当社取締役関東支社長 平成28年６月　当社常務取締役関東支社長（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	取締役候補者とした理由	阿久津和浩氏は入社以来、施工技術部門に従事し、数多くの工事に携わり顧客の信頼を得てきました。東日本大震災発生後は東北統括支店長として復興に携わるとともに、東北エリアの業績を著しく改善しました。平成25年からは関東支社長に就任し、徹底した施工管理と人心掌握により業務改善に取り組み同支社の業績を回復させ、業績の拡大に大きく貢献しております。その実績は、今後の企業価値向上に資するものであり、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	 川村公平（かわむらこうへい） （昭和35年４月28日生） 新任 ・在任年数　－年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 －回／－回（－％） ・所有する当社株式数 4,000株	昭和58年４月　当社入社 平成18年４月　当社盛岡支店営業統括部長 平成19年４月　当社横浜支店営業統括部長 平成21年４月　当社東日本支社副支社長 平成22年４月　当社海外事業本部副本部長 平成23年４月　当社東北統括支店副支店長 平成25年４月　当社執行役員東北統括支店長 平成28年４月　当社常務執行役員東北統括支店長（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	取締役候補者とした理由	川村公平氏は昭和58年入社以来、施工、営業、開発、海外部門と幅広い業務経歴を有し、それぞれの部門で上げた実績は高く評価されています。また、東日本大震災が発生した平成23年には東北統括支店副支店長、平成25年からは東北統括支店長として東日本大震災復旧復興工事に携わり、高いリーダーシップを発揮し、顧客満足と信頼を得てきました。支店業績を向上させた実績と高い経営管理能力は、今後の企業価値向上に資するものであることから選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	 柴田（しばた）　忠（ただし） （昭和18年９月７日生） 再任 ・在任年数　８年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・所有する当社株式数 －株	平成13年７月　高松国税局長 平成14年10月　税理士登録 平成16年７月　当社社外取締役 平成20年６月　当社非常勤顧問 平成21年６月　当社社外取締役（現任） ●重要な兼職の状況 なし
	社外取締役候補者とした理由	柴田忠氏は、筆頭独立社外取締役であり、報酬委員会委員長及び指名委員会委員として、取締役会及び委員会において、内部者的な存在に転ずることなく経営陣から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督機能を十分に発揮されるとともに、これまでの経歴及び現在も広く産業界と接する中で培われた豊富な専門的知識及び見識並びに経験に基づく有益な助言を積極的に行っています。また、直近２年間の当社の取締役会出席率は100パーセントであります。 以上から同氏は当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる資質を十分に備えた人物であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしています。

（注）１.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２.取締役候補者柴田忠氏は社外取締役候補者であります。
３.社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、柴田忠氏と当該契約を締結しております。同氏が再任された場合当該契約を継続する予定であります（契約内容の概要は事業報告13頁に記載の通りです。）。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役木下博之氏は、任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
 木下博之（きのした ひろゆき） （昭和30年11月27日生） 再任 ・在任年数　４年 （本株主総会終結時） ・取締役会への出席状況 13回／13回（100％） ・監査役会への出席状況 14回／14回（100％） ・所有する当社株式数 11,600株	昭和53年４月　当社入社 平成20年４月　当社経理部長 平成21年４月　当社財務経理部長 平成23年４月　当社執行役員経営管理本部副本部長 兼財務経理部長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任） ●重要な兼職の状況 なし
監査役候補者とした理由	木下博之氏は、昭和53年4月に当社に入社。翌年に本社経理部に配属、以降経理部に在籍し平成20年に経理部長、平成23年には執行役員に就任し、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。 平成25年6月に監査役就任後は、重要な会議体への出席を強め広く情報を収集し監査役職務の充実に努めております。また、内部統制システムの整備対象項目の拡充や内部通報窓口を監査役に設置する等、監査役の職務執行並びに取締役の監督を強化しています。当社において監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、引き続き選任をお願いするものです。

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
錦戸景一（にしきど けいいち） (昭和28年５月２日生)	昭和60年４月　弁護士登録 平成６年１月　光和総合法律事務所パートナー(現任) 平成６年６月　株式会社廣澤精機製作所社外監査役(現任) 平成15年６月　パイオニア株式会社社外監査役(現任) 平成17年６月　サイボー株式会社社外監査役(現任)	－株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 錦戸景一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 錦戸景一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関しての高い実績と経営に関する高い見識を有しているためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役との間で損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、錦戸景一氏が監査役に就任された場合は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります（契約内容の概要は事業報告の13頁に記載の通りです。）。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績及び企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、その導入は相当であると考えております。

具体的には、平成８年６月27日開催の第49回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額27百万円以内。但し、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、平成30年３月末で終了する事業年度から平成32年３月末で終了する事業年度までの３年間(以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して、新たな業績連動型株式報酬を支給するために、後記２．の通り、金90百万円を上限とする金銭を拠出し、各取締役に対して当社の付与するポイントの数（その総数の上限は１事業年度当たり30,000ポイント）に応じた当社株式（原則として１ポイント＝１株）を交付する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案通り可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は８名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

⑴本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年５月11日付「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

⑵当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金90百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）より取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を３年ごとに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間ごとに金90百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、係る本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記⑶①のポイント付与及び後記⑷の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

⑶取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位別基礎ポイント（役位等に応じて決定されるポイントをいいます。）及び業績に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり30,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記⑷の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に１（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、係る分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

⑷取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記⑶②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

本制度の詳細につきましては、上記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴　インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵　議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶　複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴　パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵　パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶　議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴　本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）

⑵　その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能となっております。

株主総会会場ご案内図

アルカディア市ヶ谷

私　学　会　館

3階　富士（西）の間

東京都千代田区九段北四丁目２番25号



JR市ヶ谷駅より徒歩約２分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。